

## 4. 学校ができること

本章の「学校ができること」は、全体を網羅したものではない。これについては、参考となる資料が多く刊行されているので、それらも併せて参照のこと。

- |                              |                                    |
|------------------------------|------------------------------------|
| 1. 学校図書館の整備                  | 4. 教員ができること                        |
| 2. 校長（館長）ができること              | 5. ICT 活用教育の担当者や ICT 支援員との協働でできること |
| 3. 学校図書館担当者（司書教諭と学校司書）ができること | 6. ステップアップで取り組もう                   |

### 4. 1. 学校図書館の整備

#### 施設整備

- 学校図書館は、児童生徒の発達段階や動線を考慮してだれでも行きやすい場所に設置し、いつでも利用できるよう常時開館しておくのが望ましい。
- サインや目録類を充実して児童生徒自らが探索できるようにする。
- 学校図書館は、「教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的として」（学校図書館法）おり、加えて、特別に支援を必要とする児童生徒のニーズや、「心の居場所」としてのニーズに十分対応するように整備することが必要である。
- 学校図書館は教育のインフラである。少なくとも1クラス分が授業できるスペースを確保するとともに、無線 LAN、電子黒板等を普通教室と同様に整備し、学校図書館担当者に PC 端末を備えて、ICT 活用教育に対応できるようにする。
- 学校図書館には、担当者が円滑に運営しやすいように電話やメール、コピー機など通信環境を整える。

#### 資料整備

- 学校図書館資料は適切に選択・収集・廃棄を行い、分類配分のバランスのとれたものとし、読書活動や調べ学習、探究学習に十分に対応できるように整備する。

- 学校図書館資料には、「図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料（CD、DVD等）、電子資料（CD-ROM、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）、ファイル資料、パンフレット、自校独自の資料、模型等の図書以外の資料が含まれる。」（「学校図書館ガイドライン」）
- また、「発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましい。例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、LLブック、マルチメディアデジタル図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備も有効である。」（「学校図書館ガイドライン」）

### 参考例

- ▷ 図書館が行きにくい場所にあたり、常時開館でなかったりする場合には、目に触れることの多い昇降口などに「現在開館中」などの札を下げるとよい。
- ▷ 児童生徒用昇降口横など便利な場所に返却BOXを置いている学校もある。

## 4. 2. 校長（館長）ができること

- 学校図書館長である校長は、学校経営において自校の教育およびICT活用教育に学校図書館をどう位置づけるかという学校経営ビジョンを明確にする。さらに学校図書館経営を具体化してビジョンを明確にする。
- 学校図書館の経営には、校長（館長）、副校長・教頭、司書教諭、学校司書、研究主任、ICT活用教育担当者を含めた「学校図書館経営委員会」を設置し全教職員に周知する。
- 学校図書館の校務分掌は、校務部、教育部と同等に位置づけられるように、校務全体を見わたせるところに位置づける。
- 学校要覧の職員の項目に司書教諭や学校司書を明示する。
- 司書教諭は形式的任命ではなく、実質的にその任にあたるように配置する。
- 校務分掌上に学校図書館主任をおく場合は、司書教諭と連携を密にするよう指導する。
- 校長（館長）は、各学級担任や教科担任に学校図書館活用を学級経営や教科計画に位置づけるよう指導する。
- 校長（館長）は、印刷資料とデジタル資料をバランスよく活用するように全校で検討し

- 情報活用能力の育成に関して、資料・情報活用教育と ICT 活用教育を統合して推進する。
- 校長（館長）は、学校評価（教員向け、児童生徒向け、保護者向け）のなかに学校図書館活用教育や ICT 活用教育の項目を入れる。
  - 校長（館長）は、学校図書館を活用した授業やその準備、学校図書館運営等の業務にあたるなど、校務分掌上の配慮をしたり、司書教諭としての活動時間確保のために、司書教諭の授業時数軽減の措置をとったりする。
  - 校長（館長）は、「チーム学校」の一員である学校司書が、教員と同様の勤務環境を有するように配慮する。具体的には、学校内外の各種情報の共有、職員会議への参加、職員室における机の確保、メールやインターネットが利用できる環境の確保、業務に必要な PC および児童生徒と同様の PC 端末の確保等である。
  - 校長は、学校図書館の ICT 化に関して、学校図書館担当者とともに検討し、学校図書館経営委員会等に諮る。例えば、電子書籍や商用データベースの導入、学校図書館 HP の作成など。
  - 校長（館長）は、授業中、休み時間等、学校図書館に頻繁に足を運び、状況を把握し、気づいた改善策や課題を取り上げる。定期的に学校図書館担当者との連絡会を持つ。
  - 学校ホームページ、学校だより、図書館だより等を通して自校の学校図書館教育や読書環境を広報し、学校図書館教育への理解や参画を促すよう学校図書館担当者に指示する。
  - 読み聞かせ、館内外の飾りつけ、新聞記事の切り抜きなどにボランティアを募集し、活用している学校も多い。ボランティアには、学校方針に基づいて行動するよう、校内で知り得た情報は守秘するよう徹底させる。

## 参考例

- ▷ 校内組織には、学校図書館指導部と ICT 活用教育部、視聴覚資料部の 3 者を統合して「学校図書館情報教育指導部」とし、情報活用能力の育成にあたる例も見られる。
- ▷ 「学校経営の核」として、学校図書館活用教育を位置づけている学校もある。
- ▷ 司書教諭の小学校の複数配置には、低・中・高学年を分担する 3 人配置や、低・高学年を分担する 2 人配置も見られる。
- ▷ 司書教諭のほかに学校図書館担当教員を配置して複数で学校図書館の活用にあたっている学校もある。
- ▷ 教員の自己評価項目に、学校図書館活用授業の目標を入れることを奨励し、年度末にその評価を校長面接で検証している学校もある。
- ▷ 学校司書の教科支援の業務が多いので、学校司書を補助するための「学校図書

館補助員」を雇用しているところもある。

- ▷ 校長が読み聞かせや本の紹介をしたり、校長室に小規模の文庫を作って児童生徒に貸し出したりしている例も見られる。
- ▷ 「子ども読書の日」（4月23日）や「学校図書館の日」（6月11日）などを利用して学校図書館の行事を行ったり、保護者に呼びかけて学校図書館改造を手伝ってもらったりすることもできる。
- ▷ 入学式で司書教諭や学校司書を保護者や児童生徒に紹介し周知を図る。

### 4. 3. 学校図書館担当者(司書教諭と学校司書)ができること

ここでは、学校図書館担当者として「司書教諭と学校司書」を挙げたが、実際には両者とも発令・配置されていない学校や学校司書の呼称の異なる学校もある。その場合は、「学校図書館担当者」を「図書主任、図書係、読書指導員等」に置き換えて読んでいただきたい。

#### 学校図書館の整備

- 司書教諭と学校司書は、学校図書館を整備する。特に児童生徒が自ら探索できるように、サインや目録類を整備し充実させる。
- 学校図書館を、読んだり調べたりする場だけではなく、「作る場」「発表する場」としても整備する。
- 図書館内だけではなく、学校全体を学校図書館機能である読書環境及び情報提供場所と捉え、展示や掲示を工夫する。
- 学校図書館に ICT 環境を整備し、児童生徒に対して印刷資料からデジタル資料まで多様なメディアによる資料や情報へのアクセスを保障し、普通教室と同様に ICT を活用した学習が展開できるようにする。

#### 学校図書館の運営

- 館長である校長との連絡・相談・報告を密に行い、理解を図る。
- 年度当初に学校図書館経営計画や年間計画を立案するとともに、校内に広く周知し、年度末には各種計画の評価を行い、次年度へ向けて改善する。
- 司書教諭と学校司書は、ICT 機器を利用した学校図書館の運営やサービス、図書館活用教育の指導方法を工夫する。

- 当該学校の Web サイトに「学校図書館のページ」を作成し、有用な情報を一般にも広く提供する。併せて調べ学習や探究学習のためのリンク集を作成したり、書評サイトを紹介したりする。
- 児童生徒の学習成果を保存して、次年度の指導や教育活動に生かす。また、教員の学習指導案や教材等を蓄積して、教員に提供する。
- 学校図書館では、児童生徒の学習成果や教員作成の学習指導案やワークシートなど、自校で作成される資料も蓄積する。それらの資料をデジタル化して自校のデジタルアーカイブを構築することもできる。
- 児童生徒組織（図書委員会など）の指導支援を行う。
- 司書教諭と学校司書は、読み聞かせや飾りつけ等の校内ボランティアの活動を管理・促進し、ボランティア研修を実施する。

### 学校図書館のICT化

- これまでの学校図書館サービスをできる限り ICT 化するのではなく、印刷資料とデジタル資料・機器を併用することにより、状況（児童生徒の発達段階、習熟状況、学習の目的等）に応じた適切な媒体・機器を使用する。
- 電子書籍や商用データベースの導入等に関しては、学校図書館運営委員会等に諮る。
- 学校図書館担当者は、学校図書館運営委員会等に諮り、学校図書館 Web ページを作成する。
- 児童生徒が使用する PC 端末から、学校図書館へアクセスできるように端末上にアイコンを作成する。
- 学校図書館 Web ページを通して蔵書検索、貸出、予約等ができるようにする。
- レファレンスサービスはメールでも対応できるようにする。
- 学校図書館 Web ページ上には、児童生徒向けに「図書館だより」や「新着図書」、「推薦図書」、「リンク集」、「パスファインダー」などを掲載したり、「読書記録カード」や「情報カード」、「思考ツール」などがすぐにダウンロードできたり、「資料の探し方」や「レポートの書き方」、「感想文の書き方」などのページを作成したりする。リンクを張る際には、リンク先のリンクポリシー等に留意する。
- 学校図書館 Web ページ上には、教員向けに「図書館だより」や「単元資料リスト」などを掲載したり、「読書記録カード」や「情報カード」、「思考ツール」などがすぐにダウンロードできたり、「引用の指導」「資料リストの書かせ方」などの指導方法に関するページを作成したりする。
- PC 端末を利用した図書館オリエンテーションを実施する。
- 教科の単元に適したデジタルコンテンツを提供する。

- 学校図書館担当者は、地域内他校の学校図書館担当者どうし連携・協力して、地域資料に関するデジタルコンテンツを作成したり、リンク集、パスファインダー等を作成したりするとよい。
- 読書活動（例えばビブリオバトルやPOPコンテスト等）にもICTを活用することにより、他校と協働で実施したり、PC端末から参加できるようにしたりする。これまで学校図書館になじみのない児童生徒もPC端末を通して学校図書館利用者となるよう促す。
- 児童生徒の学習成果内容をデジタル化（デジタル・アーカイブ）したり、レポートタイトルをデータベース化したりして、検索できるようにする。
- 教員向けに、デジタルコンテンツの紹介や印刷資料とデジタル資料の違い等に関する校内研修会を開催する。
- 印刷資料とデジタル資料の利用に関しても、カリキュラム・マネジメントの一環として提案する。
- 学校図書館担当者は、学校図書館のICT化を実現するためにICTに関する知識や技術を向上させる。

### 読書活動・読書指導の推進

- 司書教諭と学校司書は、読書センターとしての機能が発揮できるよう学校図書館環境を整備し、すべての児童生徒にとって入りやすく、ひらかれた場としての学校図書館作りに努める。
- 司書教諭・学校司書は、支援を要する児童生徒や学校図書館をあまり訪れない児童生徒への働きかけにも配慮していく。
- 学校図書館担当者は、本に親しむきっかけとなるような展示、季節や行事、時事問題等をテーマとした展示等、常に変化がある展示の工夫を行い、日常的に児童生徒の読書への興味関心を高める。
- 読書は、言葉の力を育て、思考力、想像力、コミュニケーション力等を育み、生きる力を育てていく。学習指導要領では「読書」は国語科の知識・技能に位置づけられ、「読むこと」は、思考力・判断力・表現力等に位置づけられている。かつ、読書指導は全教科を通じて行うとされている。司書教諭は、学校全体で、そのことを確認しながら、年間読書指導計画を作成する。
- 読む力はすべての基礎である。司書教諭は、言語能力の育成や読書指導は国語科に限らず、すべての教科指導のなかで実施するのが重要であることを、常に教員に働きかける。
- 「朝の読書」など、全校一斉読書を毎日設けるなど、読書できる時間を学校として確保していく。

- 司書教諭と学校司書は、全校で取り組む読書活動・読書指導、例えば、「読書週間」「読書月間」では「お昼の放送・今月の本」「読書ゆうびん」「おすすめの本を紹介しあう」「読書会」「読書ビンゴ」「給食と本のコラボ」などの取組を推進する。
- 司書教諭と学校司書、図書委員会担当者は、図書委員会が主体的な活動で学校全体の読書活動が推進できるように、企画・実施を指導・支援する。
- 教員が個々の子どもの発達にあった適書を選んで、子どもたちと出会わせることができるように、司書教諭と学校司書は支援する。
- 学級担任等の教員による本の読み聞かせや紹介を奨励する。その際の本や本の情報を司書教諭や学校司書は提供する。
- 読み聞かせ・ブックトーク・アニメーション・読書会など、読書を楽しむ、広げる、深める読書指導の具体的な方法を、司書教諭や学校司書は機会あるごとに教員に伝える。
- 学校司書は、授業者の依頼に応じて、授業の一環としての読み聞かせや、ブックトークを行う。
- 学校図書館だより等を通じて、家庭での読書を推進する。また、学校のWeb サイト上に「学校図書館のページ」を設定していくことも大事である。そこに、学校図書館だよりを掲載することもできる。

### 教科における学校図書館活用の促進

- 司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、資料や情報を活用した授業の例を示し、教員のイメージを高め、学校図書館活用を促進する。
- 年度当初に作成される教科の学習指導年間計画を確認して、学校図書館活用の全校の年間利用計画表を作成し、読書指導や情報活用能力の年間指導計画と連動させる。
- 司書教諭や学校司書は、教科会や学年会に参加して、学習／教授活動の流れを把握したり、学校図書館活用により学習効果があがる単元について提案したりする。
- 学校司書は、学習／教授に必要な資料・情報を収集・整備する。また、それらの資料リストやリンク集等を作成して教員や児童生徒に提供する。
- 司書教諭や学校司書は、必要に応じて、学校図書館を活用した授業に参加する。

### 情報活用能力の育成

- 司書教諭と学校司書は、情報活用能力の育成を推進する。その支援・指導は、①「図書館利用指導（オリエンテーション）」から始まり、②特定の情報源の利用指導、③特定のテーマに関する情報源とプロセスの指導、④情報活用プロセス全体にわたる指導、へと進んでいく。
- 司書教諭は、情報活用能力育成のリーダーとして、その指導が教科横断的に計画的・系

統的に推進されることを目的に、年間指導計画や指導事項体系表を全校で作成するよう働きかける。また、情報活用能力の育成の面からカリキュラム・マネジメントを提案する。

○調べ学習や探究学習のためのマニュアルや思考ツール、情報カード等を、司書教諭や学校司書が中心となって作成・整備して、児童生徒や教員が必要な時にいつでも利用できるように備える。ツールは、現物を図書館内の所定の場所に置いたり、共有のパソコンファイルに保存して、教員が必要に応じて編集して使えるようにしたりしておく。

### 校内研修

- なぜ学校図書館が必要か自校の学校図書館の特色や方針実態を把握して明確にする。それらを基準情報として、全教職員で共有する。
- 学校図書館は、①読書活動・読書指導を行う（読書センター機能）、②教科で資料・情報を活用して学びを豊かにし深める（学習センター機能）、③情報活用能力を育成する（情報センター機能）という大きく3つの機能があることを、校内全体に周知する。
- 司書教諭や学校司書は、自治体等の研修で学んで得た知識や技術を必要に応じて全教職員に伝える。
- 司書教諭と学校司書は、教職員に対して、読書活動や読書指導、調べ学習に関する情報を提供し、校内研修会を開催して、読書活動や調べ学習を促進する。

### 参考例

- ▷ 授業内容を把握・確認し、準備したり授業者と学校図書館担当者の打合せを円滑にしたりするために、全教科の教科書を学校図書館に備えている学校も多い。
- ▷ 年度初めの「学校図書館だより」には、館長の紹介や挨拶、司書教諭や学校司書の紹介を掲載して、校長が館長であることや学校図書館担当者の周知を図る。
- ▷ 学校図書館のキャラクターを作ったり、学校図書館に名前をつけたりといった取組も行われている。キャラクターは学校図書館だよりに掲載したり、キャラクター人形を作ったりといったことに活用できる。ある学校では、「キリン」の人形を大きく作って館内に置いたら、次第に家族（父キリン、母キリン、子どもキリン）が増え、「キリンの日」を当該学校の図書館の日としたといった例もある。
- ▷ 学校図書館の予算不足を補うために、百科事典や書架を卒業生記念品として寄贈してもらったり、バザーや資源回収により資金集めをしたりする例もある。
- ▷ 学校図書館のほか教員や保護者、ボランティアによる学級文庫を整備しているところもある。

- ▷ 英文多読用図書を電子書籍で提供している高校もある。
- ▷ 高校では、「総合的な探究の時間」での学習やレポート作成のために「新書マップ」「CiNii」などの Web 上のデータベースを利用したりしている。また、「青空文庫」や書評サイトを紹介している例もある。
- ▷ 百科事典で調べさせてからインターネットで検索させる，という方針をとっている学校もある。
- ▷ レポート作成の際，中学校 1 年生には印刷資料で調べさせ，2 年生には Web 上の資料・情報も利用させるというように，発達段階に応じた資料・情報活用の指導を行っている学校もある。

## 4. 4. 教員ができること

### 資料・情報の活用

- 教員は，教科書や資料集のほかに多様な資料や情報を利用して学習活動を展開し，児童生徒の思考に働きかけ，思考を深めるように指導する。
- 学校図書館活用の年間計画を確認し，各自の担当領域と他教科領域の資料・情報活用との関連に留意する。
- 資料・情報の活用には，例えば以下のような類型があり，印刷資料からデジタル資料，Web サイトの資料まで多様な資料・情報がある。
  - ・読書材
  - ・教材として利用する資料
  - ・学習テーマを深める・豊かにする資料
  - ・調べ学習や探究学習に利用する資料
  - ・制作の見本となる資料
  - ・個々の児童生徒のニーズに即した資料
- 教員は，印刷資料の利用とデジタル資料・機器の利用によって児童生徒に育つものの違いを認識する。
- 児童生徒に PC 端末で学校図書館蔵書や外部資料を検索させた後に，学校図書館を利用させるなど，PC 端末から学校図書館サイトを利用しての情報入手もすすめる。

### 読書活動・読書指導

- 教員は、授業内外において読書活動を展開するようにする。特に小学校低学年からの朝や下校時の読み聞かせを継続し、加えて授業内に本の紹介をするなど、折に触れて本を話題にした活動を行う。
- 読書指導は国語科のみで行うのではなく、全教科、学校全体で行うべき指導であることを認識する。
- 教員は個に応じた読書指導を行うことを大切にす。
- 教員が、折に触れ、本の話をしたり実際に本を見せたりして、児童生徒の読書へのきっかけ作りをしていく。
- 読書指導は、読む態度を養うだけでなく、読んで思ったことを伝え合えるような機会、例えば、一言感想、日直のスピーチなどを日常的に設けていく。
- 読書の楽しさを味わせるとともに、児童生徒に読書の意義を認識させる。
- 学年だより、保護者会等を通じて、家庭に読書の意義を伝え、家庭での読書活動の取組を推進していくように働きかける。
- 教員は、自らの読書生活も大切にす。

### 探究的な学習

- 探究的な学習においては、資料を利用するだけでなく、探究のプロセスの指導・支援がなければならない。
- 探究的な学習の指導において、学習のテーマを深め広げる教員と、資料・情報を提供しその利用を支援する司書教諭と学校司書の3者が共に探究プロセスに関わることが効果的である。  
この指導・支援においては、児童生徒への言葉かけやオープンクエスチョンが不可欠である。特に年少の子どもたちには、「思い出す」「要約する」「言い換える」「広がる」ように質問していく。例えば、「覚えていることはどんなこと?」「どの部分について話したい?」「あなたの言葉で話してみて?」「ほかに知っていることはある? ほかに何が知りたい?」などである。
- 探究的な学習の指導において、発達段階に応じて、言葉かけのほか次のことに留意する。  
児童生徒が、
  - ・調べてわかったことなどを絵や図にして可視化し他の児童生徒と共有する。
  - ・概念を調べたり関連づけを行ったりして考える。
  - ・探究プロセスにおいて思考したことを言葉で表現する。
  - ・探究のプロセスのどの段階にいるか、自分が何を必要としているのかを認識する。

- ・児童生徒が協働したり話し合ったりする活動を行う。

### 学校図書館担当者への情報提供と依頼

- 教員は、児童生徒に学校図書館の利用を伴う課題等を課した際には、適切な資料の用意ができるように、その旨を司書教諭や学校司書に連絡する。
- 教員は、司書教諭や学校司書に資料や情報について相談したり教材作成の協力を依頼したり、学習指導案や実践事例、情報源等の提供を求めたりする。
- 学年だより等を学校図書館担当者にも配付して学習の進捗状況を共有する。学年会や教科会に学校図書館担当者も参加できるとよい。
- 教員は、必要な資料・情報を学校図書館から提供してもらおう。自校の学校図書館に所蔵されていない場合は、公共図書館や他機関から相互貸借してもらおう。
- 教員は、必要に応じて、司書教諭や学校司書に読み聞かせやブックトーク、チーム・ティーチング等を依頼したりする。

### 参考例

- ▷ 教員が、日常的に読み聞かせや本の紹介ができるように、職員室に本コーナーを設けて、季節や行事に応じた本などをおいている学校もある。
- ▷ 週案を開示して、学習の進捗状況を共有している学校もある。
- ▷ 「読書週間」「読書月間」の取組では、図書委員会以外のすべての委員会が読書との関連した取組を行っている学校もある。例えば、保健委員会は健康に関する本、給食委員会は食に関する本、栽培委員会は植物に関する本を紹介したり、関連する本から得た内容をポスターや新聞にしたりする等、全校をあげての取組としている。

## 4. 5. ICT 活用教育の担当者や ICT 支援員との協働でできること

情報教育とは、児童生徒の情報活用能力の育成をめざすものである。それには、学校図書館の活用と ICT の活用が必要である。

- 「学校図書館ガイドライン」について共有する。

- 「情報活用能力」の概念に関して、学校図書館担当者及び ICT 活用教育の担当者同士で共通認識を共有し、情報活用の一連の流れのなかで、情報活用能力の育成が進むように計画・実施する。
- 情報活用能力の育成に関して、学校図書館活用担当者は情報の内容面について主に分担し、ICT 活用教育担当者は、情報の技術的面について主に分担する。
- 学校図書館担当者が、ICT 機器を十分に活用してサービスしたり指導・支援したりできるように、ICT 支援員と相談できる環境・体制を整える。
- 「教育の情報化」に関して、校内で協働して研修会を開催する。

### 参考例

- ▷ 1人1台端末時代に対応して、PC 端末上に「学校図書館」のアイコンを作成して、蔵書検索をしたりパスファインダーを見たり、リンク集を利用したりできるようにする。また、「読書記録カード」や「情報カード」「図書館クイズ」などを掲載して児童生徒や教員がすぐに使えるようにする。
- ▷ 学校のホームページ上には「学校図書館だより」などを掲載する。
- ▷ 休校中の「学校図書館だより」に、本の紹介や学習内容に関わる Web サイトを紹介し役立てた学校もある。
- ▷ PC 端末に読書記録をつけることもできる。
- ▷ コミュニケーションツール（Zoom，Teams 等）を使って、教員，児童生徒同士や他校児童生徒と読書交流することも可能である。

## 4. 6. ステップアップで取り組もう 学校ができること

本章で挙げた項目のなかから、特に重要と思われる項目を取り上げて段階的に示しました。優先順位を決めてできることを増やしていきましょう。

	ステップ1	ステップ2	ステップ3
学校図書館の整備	<input type="checkbox"/> サインや目録類を充実して児童生徒自らが探索できるようにする <input type="checkbox"/> 学校図書館で授業ができるスペースを確保し、普通教室と同様のICT環境を整備する	<input type="checkbox"/> 資料の分類配分のバランスをとり、読書活動や調べ学習、探究学習に対応できるようにする	<input type="checkbox"/> 児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた資料（例えばLLブック、マルチメディアデジター図書等）を整備・充実する
校長（館長）ができること	<input type="checkbox"/> 学校図書館運営のための委員会を、校長、教頭、司書教諭、学校司書、研究主任、ICT活用教育担当者を含めて設置する	<input type="checkbox"/> 司書教諭の授業時数を軽減する <input type="checkbox"/> 学校司書の勤務環境を教員と同様に整備する <input type="checkbox"/> 学校評価に学校図書館活用教育の評価を含める	<input type="checkbox"/> 学校図書館活用教育とICT活用教育を統合して推進する
学校図書館担当者ができること	<input type="checkbox"/> 読み聞かせや展示等、読書推進のための活動を工夫する <input type="checkbox"/> 利用指導を実施する <input type="checkbox"/> 公共図書館や他機関と連携して、教科学習等で必要な資料を提供する	<input type="checkbox"/> 教科学習等における図書館活用を推進する <input type="checkbox"/> 教科における年間図書館活用計画を作成する <input type="checkbox"/> 読書指導年間計画を作成する	<input type="checkbox"/> 情報活用能力の年間指導計画を作成する <input type="checkbox"/> 教科学習においてティーム・ティーチングを行う <input type="checkbox"/> 校内研修会を開催する
教員ができること	<input type="checkbox"/> 日常的に児童生徒に読み聞かせを行ったり本の紹介をしたりする <input type="checkbox"/> 学校図書館担当者へ資料・情報の相談や提供依頼等をする	<input type="checkbox"/> 授業において多様な形で資料を活用し、児童生徒の思考力等を高める	<input type="checkbox"/> 探究的な学習の指導方法を研修し、児童生徒の情報活用能力を育成する
ICT担当者との協働	<input type="checkbox"/> 情報教育の概念を共有する	<input type="checkbox"/> 学校図書館サービスと学校図書館活用教育のICT化を充実させる	<input type="checkbox"/> 情報教育における情報活用能力と学校図書館における情報活用能力の指導事項体系表や年間指導計画表等を統合する

# 学校図書館ガイドライン

別添 1 「学校図書館ガイドライン」：文部科学省 (mext.go.jp)

学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示す、「学校図書館ガイドライン」を定める。同ガイドラインは以下の構成とする。

1. 学校図書館の目的・機能
2. 学校図書館の運営
3. 学校図書館の利活用
4. 学校図書館に携わる教職員等
5. 学校図書館における図書館資料
6. 学校図書館の施設
7. 学校図書館の評価

## (1) 学校図書館の目的・機能

- 学校図書館は、学校図書館法に規定されているように、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的としている。
- 学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

## (2) 学校図書館の運営

- 校長は、学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、学校経営方針の具現化に向けて、学校は学校種、規模、児童生徒や地域の特性なども踏まえ、学校図書館全体計画を策定するとともに、同計画等に基づき、教職員の連携の下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされるよう努めることが望ましい。例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として指名することも有効である。
- 学校は、必要に応じて、学校図書館に関する校内組織等を設けて、学校図書館の円滑な運営を図るよう努めることが望ましい。図書委員等の児童生徒が学校図書館の運営に主体的に関わることも有効である。
- 学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となりうることも踏まえ、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが望ましい。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。
- 学校図書館は、学校図書館便りや学校のホームページ等を通じて、児童生徒、教職員や家庭、地域など学校内外に対して、学校図書館の広報活動に取り組むよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、他の学校の学校図書館、公共図書館、博物館、公民館、地域社会等と密接に連携を図り、協力するよう努めることが望ましい。また、学校図書館支援センターが設置されている場合には同センターとも密接に連携を図り、支援を受けることが有効である。

## (3) 学校図書館の利活用

- 学校図書館は、児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行う場であるとともに、読書等を介して創造的な活動を行う場である。このため、学校図書館は児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えるよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、児童生徒の学校内外での読書活動や学習活動、教職員の教育活動等を支援するため、図書等の館内・館外貸出しなど資料の提供を積極的に行うよう努めることが望ましい。また、学校図書館に所蔵していない必要な資料がある場合には、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うよう努めることが望ましい。
- 学校は、学習指導要領等を踏まえ、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが

望ましい。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望ましい。

- 学校は、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、教員の授業づくりや教材準備に関する支援や資料相談への対応など教員の教育活動への支援を行うよう努めることが望ましい。

#### (4) 学校図書館に携わる教職員等

- 学校図書館の運営に関わる主な教職員には、校長等の管理職、司書教諭や一般の教員（教諭等）、学校司書等があり、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努めることが望ましい。
- 校長は、学校教育における学校図書館の積極的な利活用に関して学校経営方針・計画に盛り込み、その方針を教職員に対し明示するなど、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮するよう努めることが望ましい。
- 教員は、日々の授業等も含め、児童生徒の読書活動や学習活動等において学校図書館を積極的に活用して教育活動を充実するよう努めることが望ましい。
- 学校図書館がその機能を十分に発揮するためには、司書教諭と学校司書が、それぞれに求められる役割・職務に基づき、連携・協力を特に密にしつつ、協働して学校図書館の運営に当たるよう努めることが望ましい。具体的な職務分担については、各学校におけるそれぞれの配置状況等の実情や学校全体の校務のバランス等を考慮して柔軟に対応するよう努めることが望ましい。
- 司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事するよう努めることが望ましい。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言するよう努めることが望ましい。
- 学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進めるよう努めることが望ましい。具体的には、1 児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、2 児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、3 教育目標を

- 達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点に分けられる。
- また、学校司書がその役割を果たすとともに、学校図書館の利活用が教育課程の展開に寄与するかたちで進むようにするためには、学校教職員の一員として、学校司書が職員会議や校内研修等に参加するなど、学校の教育活動全体の状況も把握した上で職務に当たるとも有効である。
  - また、学校や地域の状況も踏まえ、学校司書の配置を進めつつ、地域のボランティアの方々の協力を得て、学校図書館の運営を行っていくことも有効である。特に特別支援学校の学校図書館においては、ボランティアの協力は重要な役割を果たしている。

## (5) 学校図書館における図書館資料

### 1. 図書館資料の種類

- 学校図書館の図書館資料には、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料（CD、DVD等）、電子資料（CD-ROM、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）、ファイル資料、パンフレット、自校独自の資料、模型等の図書以外の資料が含まれる。
- 学校は、学校図書館が「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能を発揮できるよう、学校図書館資料について、児童生徒の発達段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めることが望ましい。
- 選挙権年齢の引下げ等に伴い、児童生徒が現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力等を身につけることが一層重要になっており、このような観点から、児童生徒の発達段階に応じて、新聞を教育に活用するために新聞の複数紙配備に努めることが望ましい。
- 小学校英語を含め、とりわけ外国語教育においては特に音声等の教材に、理科等の他の教科においては動画等の教材に学習上の効果が見込まれることから、教育課程の展開に寄与するデジタル教材を図書館資料として充実するよう努めることが望ましい。
- 発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましい。例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、LLブック、マルチメディアデージー図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備も有効である。

## 2. 図書館資料の選定・提供

- 学校は、特色ある学校図書館づくりを推進するとともに、図書館資料の選定が適切に行われるよう、各学校において、明文化された選定の基準を定めるとともに、基準に沿った選定を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- 図書館資料の選定等は学校の教育活動の一部として行われるものであり、基準に沿った図書選定を行うための校内組織を整備し、学校組織として選定等を行うよう努めることが望ましい。
- 学校は、図書館資料について、教育課程の展開に寄与するという観点から、文学（読み物）やマンガに過度に偏ることなく、自然科学や社会科学等の分野の図書館資料の割合を高めるなど、児童生徒及び教職員のニーズに応じた偏りのない調和のとれた蔵書構成となるよう選定に努めることが望ましい。
- 学校図書館は、必要に応じて、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うとともに、インターネット等も活用して資料を収集・提供することも有効である。

## 3. 図書館資料の整理・配架

- 学校は、図書館資料について、児童生徒及び教職員がこれを有効に利活用できるように原則として日本十進分類法（NDC）により整理し、開架式により、配架するよう努めることが望ましい。
- 図書館資料を整理し、利用者の利便性を高めるために、目録を整備し、蔵書のデータベース化を図り、貸出し・返却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることが望ましい。また、地域内の学校図書館において同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図ることも有効である。
- 館内の配架地図や館内のサイン、書架の見出しを設置するなど、児童生徒が自ら資料を探ることができるように配慮・工夫することや、季節や学習内容に応じた掲示・展示やコーナーの設置などにより、児童生徒の読書意欲の喚起、調べ学習や探究的な学習に資するように配慮・工夫するよう努めることが望ましい。また、学校図書館に、模型や実物、児童生徒の作品等の学習成果物を掲示・展示することも有効である。
- 学校図書館の充実が基本であるが、児童生徒が気軽に利活用できるよう、図書館資料の一部を学級文庫等に分散配架することも有効である。なお、分散配架した図書も学校図書館の図書館資料に含まれるものであり、学校図書館運営の一環として管理するよう努めることが望ましい。

## 4. 図書館資料の廃棄・更新

- 学校図書館には、刊行後時間の経過とともに誤った情報を記載していることが明白に

なった図書や、汚損や破損により修理が不可能となり利用できなくなった図書等が配架されている例もあるが、学校は、児童生徒にとって正しい情報や図書館資料に触れる環境整備の観点や読書衛生の観点から適切な廃棄・更新に努めることが望ましい。

- 図書館資料の廃棄と更新が適切に行われるよう、各学校等において、明文化された廃棄の基準を定めるとともに、基準に沿った廃棄・更新を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- 廃棄と更新を進めるに当たって、貴重な資料が失われないようにするために、自校に関する資料や郷土資料など学校図書館での利用・保存が困難な貴重な資料については、公共図書館等に移管することも考えられる。

## (6) 学校図書館の施設

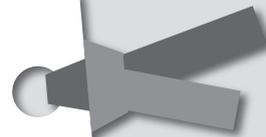
- 文部科学省では、学校施設について、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を学校種ごとに「学校施設整備指針」として示している。この学校施設整備指針において、学校図書館の施設についても記述されており、学校図書館の施設については、学校施設整備指針に留意して整備・改善していくよう努めることが望ましい。
- また、これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの学び）を効果的に進める基盤としての役割も期待されており、例えば、児童生徒がグループ別の調べ学習等において、課題の発見・解決に向けて必要な資料・情報の活用を通じた学習活動等を行うことができるよう、学校図書館の施設を整備・改善していくよう努めることが望ましい。

## (7) 学校図書館の評価

- 学校図書館の運営の改善のため、PDCA サイクルの中で校長は学校図書館の館長として、学校図書館の評価を学校評価の一環として組織的に行い、評価結果に基づき、運営の改善を図るよう努めることが望ましい。
- 評価に当たっては、学校関係者評価の一環として外部の視点を取り入れるとともに、評価結果や評価結果を踏まえた改善の方向性等の公表に努めることが望ましい。また、コミュニティ・スクールにおいては、評価に当たって学校運営協議会を活用することも考えられる。
- 評価は、図書館資料の状況（蔵書冊数、蔵書構成、更新状況等）、学校図書館の利活用の状況（授業での活用状況、開館状況等）、児童生徒の状況（利用状況、貸出冊数、読

書に対する関心・意欲・態度，学力の状況等）等について行うよう努めることが望ましい。評価に当たっては，アウトプット（学校目線の成果）・アウトカム（児童生徒目線の成果）の観点から行うことが望ましいが，それらを支える学校図書館のインプット（施設・設備，予算，人員等）の観点にも十分配慮するよう努めることが望ましい。

## 指導主事や指導的立場の 先輩・現役の方々からのメッセージ



まず、すべては、所管地域の学校図書館教育の現状を知ることからスタート。今やらねばならないことはもちろん、学校図書館担当として、今しかできないこと、今だからできることを見据え、気概をもって業務に臨むことがやりにがいに繋がるはずで。

今学校図書館の活用促進には何が必要なのか、司書教諭や学校司書のためにどんな研修を行うべきなのか悩みます。自分一人で悩んでいても解決の糸口は見えてこないで、周囲の方々に相談し進めています。

市からの調査項目に計画類や司書教諭の発令状況、時間の確保、仕事の内容などを入れ毎年実施しました。また、3月には、各校宛てに、司書教諭の活動時間確保と校務分掌上の配慮への依頼文を送付しました。このことで、12学級以下の司書教諭発令、学校によっては複数発令、また、時間の確保が進みました。管理職への啓発もでき、担当者が自覚をもち、学校司書と共にチームとなって活動できる体制が整うようになったと思います。

教育委員会では「学校図書館活用実践例」としてリーフレットを作成し、教員に配付しました。学校司書がリーフレットをもとに教員と話をすることによって、授業の中で図書館活用が進むきっかけになりました。各学校で作成することが難しい年間計画も、このリーフレットをもとにして各学校の実態に合わせた実践を行うことができます。

研修で、ワークショップ形式の演習を加えたところ好評でした。

学校司書の研修で、調べ学習のワークショップを実施した際は、学校司書が選んだ本から調べたものとテーマを設定した授業者の意図に差異がありました。

このことを体験することで、学校司書と司書教諭、授業者との協議を密に行う必要性を実感することができました。

県主催の研修会に実践事例を持ち寄っていただき、グループで共有するとともに、選考の上、好事例として県のホームページに掲載しました。

「学校図書館ガイドライン」にも明記された「学校図書館長としての校長の役割」をアピールしてください。

校長になっても、その役割を全く知らないという人がとても多いのが現実です。校長の役割、また、校長自らがかがわっていくことがなぜ重要なかをもっと知らせるべきだと思います。本書にある「校長（館長）ができること」は、「すべきこと」として位置づけてほしいと思います。教育指針に盛り込むくらいの思いを持ち、現場の指導に臨んでほしいと願います。

市で関係者と共に体系表を作成し、繰り返し活用について呼びかけました。教科書をもとにし、市内で共通なので、共通理解を図りやすく、授業改善に結びつきました。新教科書にあわせ版を公表、活用しながら修正を加え継続されています。

現在、各校の学校図書館を視察し、学んでいる最中です。実際に自分の目で見て、管理職や司書教諭、学校司書の方からお話を伺うことで多くの学びを得ることができています。

学校種の違いを越えた指導主事どうしの連携が必要です。もっと幼児教育、義務教育、高校教育、特別支援教育の担当で情報交換し、系統的な学校図書館教育を意識すればよいと思います。

県・市町村教育委員会の学校教育指針に「学校図書館の機能の活用」を明記する働きかけをしましょう。

「主体的・対話的で深い学びを推進する授業改善を」といった文言が教育委員会が作成する教育指針に当たり前のように出てきます。その中に「主体的・対話的で深い学びを実現するためには、学校図書館の機能の活用を」といった内容を追加するよう、担当指導主事として働きかけてほしいと思います。

教育委員会情報担当と学校図書館担当が別々であり、学校現場でも全く別のもので捉えられています。

GIGA スクール構想が単に一人1台端末を持つことではなく、情報教育を校に学校図書館がどんな役割を果たしていけばいいのかきちんと捉え、「学校図書館を活用した情報教育」という視点を持ち、教育委員会から発信していきたいと思っています。

パソコンですべてを済ませようとする教員がいることを念頭に、初任研や中堅教員の研修でリテラシー教育を行うべきです。大人だから知っている、わかっているは禁物。スマホの情報しか知らない世代が増えていて、教育者になっているという事実を受け止めてほしいと思います。

学級間の格差を感じた例として、調べ学習というとPC室に行く（今は端末で）学級と、インターネットで得た情報を図書館で検証する学級が同じ学年で存在する現状があります。ウィキペディアから調べることには注意しない教員の学級では、スルーされる疑問が、図書館で検証する学級では児童の課題に挙がってくる差を考えると、道具を渡したから、あとは教員にお任せにしないで、教育委員会主催の基本を押さえた教員研修をしないと、児童生徒に今後大きな問題が生じるのではないかととても危惧しています。



## 〈協 力 者〉

下記の方々をはじめ多くの指導主事や指導的立場の現役や先輩の方々に、本書の原案をご覧いただき、示唆に富んだたくさんの方の提案やコメントを頂戴いたしました。ここに心から御礼と感謝を申し上げます。

荒木 正寛	上越教育大学総務課長
飯塚 良治	全国学校図書館協議会学校図書館スーパーバイザー
落合 哲平	埼玉県三郷市教育委員会指導主事
小野田文雄	滋賀県学校図書館協議会顧問
笹間ひろみ	千葉県柏市教育委員会学校図書館コーディネーター
鎌田 和宏	帝京大学教育学部教授
北堀 礼子	香川県立石田高等学校校長
佐藤 敬子	全国学校図書館協議会学校図書館スーパーバイザー
高橋 貴子	千葉県袖ヶ浦市立総合教育センター研究指導主事
富永香羊子	千葉県市川市立曾谷小学校校長
中川 美佳	宮城県仙台市立南光台東中学校教頭
中村 伸子	白百合女子大学非常勤講師
仲本 由加	静岡県総合教育センター主査
奈良 史香	東京都杉並区立済美教育センター学校図書館支援担当
根本 佳子	千葉県袖ヶ浦市教育委員会指導主事
間 久美子	鳥取県立図書館支援協力課学校図書館支援センター 学校図書館支援員，併高等学校課指導主事
林 良子	元島根県松江市学校図書館支援センター教育指導講師， 全国学校図書館協議会学校図書館スーパーバイザー
平川 了二	鹿児島県指宿市立今和泉小学校校長
堀部 尚久	横浜市立川上小学校校長
槇川 亨	大分県竹田市教育委員会指導主事
守屋 明美	神奈川県大和市教育委員会学校図書館スーパーバイザー
柳田 典子	京都市教育委員会京都市教育相談総合センター専門主事

\*所属は2021年5月現在  
(敬称略・五十音順)

### 〈全国学校図書館協議会 指導主事研修委員会〉

委員長 堀川 照代（全国学校図書館協議会理事，放送大学客員教授）  
五十嵐優美子（青森県教育庁指導主事）  
神澤登美子（全国学校図書館協議会学校図書館スーパーバイザー）  
竹村和子（全国学校図書館協議会事務局長・研究調査部長）  
舘山知昭（前・青森県教育庁指導主事，現・青森県平川市立平賀  
東中学校教頭）  
福田孝子（全国学校図書館協議会学校図書館スーパーバイザー）  
村山正子（全国学校図書館協議会学校図書館スーパーバイザー）  
事務局 井藤由喜（全国学校図書館協議会研究調査部）  
米谷まどか（全国学校図書館協議会研究調査部）

文部科学省委託事業

指導主事の資質・能力向上と指導主事ネットワークの構築に関する取組

## 1人1台端末時代の学校図書館担当指導主事の仕事と知識

「学校図書館の整備」から「ICT担当者との協働」まで  
教育委員会ができること，学校ができること

2021年9月 初版発行

編著者 全国学校図書館協議会  
指導主事研修委員会

発行者 設楽敬一

発行所 公益社団法人全国学校図書館協議会

〒112-0003 東京都文京区春日2-2-7  
TEL.03-3814-4317(代) FAX.03-3814-1790

©Japan School Library Association 2021